**交付年月日からご使用いただく**

**「療養受療証」です。**

ミシン目にそって、切りはなしてお使いください。

被保険者番号

認定疾病名

交付年月日

後期高齢者医療特定疾病療養受療証

療養受療証をお使いになるとき

　診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに一箇月につき１万円を限度とします。

　ただし、入院した場合は、別途、食事療養又は生活療養に要する費用が発生します。

差出人・問い合わせ先

住　所

被　保　険　者

氏　名

生年月日

公印

兵庫県後期高齢者医療広域連合

保険者番号

並びに保険

者の名称及

び印

発行期日

＜注意事項＞

１.上の療養受療証をミシン目にそって切りはなして

ください。

２.療養受療証は「発効期日」から使用できます。医療

機関へかかる場合には、上の療養受療証と被保険者証を持って受診してください（マイナンバーカードによる電子資格確認を受ける場合は提示不要です）。

３.いままで使っていた療養受療証は使えませんので発行元にお返しください。

４.この療養受療証は大切に保管してください。

**注　意　事　項**

一 この証によって認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに一箇月につき一万円を限度とします。

　 ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになります。

二 保険医療機関等において認定疾病に係る診療を受けようとするときは、窓口で被保険者証とともにこの証を提示するか、マイナンバーカードを提示して電子資格確認を受けてください。

三 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町に返してください。

また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、保険者（兵庫県後期高齢者医療広域連合）あての届書を市町に提出してください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

備考